

【外国籍の方】受講前のお願い

労働基準局の通達により、外国籍の方が受講される場合には下記事項をお願いいたします。

①下記用紙にて日本語の理解力についての申告書提出をお願いします。

会社を通じて受講の場合・・・受講者に聞き取りをし、事業者が記入、署名をしてください。

個人で受講の場合・・・・・・あてまはるものに○をし、署名をしてください。

日本語理解力についての申請書

②受講希望の教習所で面談を受けていただく場合もあります。（日本語の理解力を確認させていただきます。）

ご理解、ご協力宜しくお願いいたします。

株式会社 P E O 建機教習センタ 宮城教習所